

航海用具の基準を定める告示等の一部改正に関する意見募集結果について

令和5年12月 18日
国土交通省
海事局安全政策課

国土交通省では、令和5年10月13日から令和5年11月13日までの期間、航海用具の基準を定める告示等の一部改正に関するパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集した結果、1件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の内容及びそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので公表致します。

今回の意見募集にあたり、ご協力いただきました方々へ厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○意見募集の結果（1件）

意見の概要	国土交通省の考え方
<p>（該当箇所）</p> <ul style="list-style-type: none">・航海用具の基準を定める告示の一部改正について、「インマルサット直接印刷電信」を「インマルサット等データ通信」に変更するとのことだが、改正前の「インマルサット直接印刷電信」は「次に掲げる【装置】」であったのであり、これを「インマルサット等データ通信」と変更すれば、「通信」が「装置」であることになり規定として不相当である。例えば「インマルサット等データ通信装置」と規定すべきではないか。・「インマルサット等データ通信」の「等」の内容が具体的に明らかとなるよう規定すべき。・変更後の「浮揚型極軌道衛星利用非常用	<p>ご意見を頂きありがとうございます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ご意見を参考に過去の用例を鑑みて「インマルサット等データ通信」を「インマルサット等データ通信設備」と名称変更しました。・「インマルサット等データ通信設備」の「等」はIMOにより認定された移動衛星業務(RMSS)であり、具体的な規定は困難なため、現行案のままとします。・「浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置」の変更後の名称は改正告示案の審議中であったため、改正後の名称は記載せずに意見募集を実施させていただきました。

位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置」の名称を明らかにして意見募集を行うべき。	
---	--

<問合せ先>

国土交通省海事局安全政策課

電話：03-5253-8111（内線43-563）